

八王子市学園都市センター の管理に関する年度協定書

平成 25 年 4 月

目 次

第1条（協定期間）	1
第2条（指定管理料）	1
第3条（施設の維持修繕等）	1
第4条（乙による備品の購入）	2
第5条（施設予約及びチケット販売システム）	2
第6条（疑義等の決定）	2

平成 25 年度における八王子市学園都市センターの管理に関する年度協定書

八王子市（以下「甲」という。）と公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団（以下「乙」という。）とは、平成 23 年 4 月 1 日に、八王子市学園都市センター（以下「センター」という。）の管理に関して締結した「八王子市学園都市センターの管理に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）に基づき、平成 25 年度における協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（協定期間）

第 1 条 本協定の期間は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

（指定管理料）

第 2 条 甲は、平成 25 年度の指定管理料として、金 100,615,000 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 4,791,190 円）を乙に支払うものとする。なお、指定管理料の内訳は、人件費 39,612,000 円、修繕費 6,000,000 円、修繕費を除く管理経費 55,003,000 円とする。

- 2 前項の指定管理料は、概算払いとし、乙は、別紙「支払内訳書」の区分により、甲に請求するものとする。
- 3 甲は、前項の規定により適法な請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に対価を支払うものとする。
- 4 乙は、支払いを受けた経費の内容を明らかにした精算書を協定期間満了後、速やかに甲に提出するものとする。
- 5 乙は、前項の規定により精算した場合において、修繕費に剰余金が生じたときは、速やかにこれを甲に返納するものとする。なお、人件費及び修繕費を除く管理経費については、管理業務内容が大幅に変更になるなどの特別な事情があった場合を除き、返納を行わないものとする。
- 6 乙は、利用者が平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までにセンターを利用する場合の利用料金を納付した場合、その金額相当額を次年度へ引き継ぐこととする。

（施設の維持修繕等）

- 第 3 条 センターの大規模な改築、改造若しくは修繕、又は新設、増築若しくは移設に要する費用は、甲の財産に限り原則として甲が負担するものとする。ただし、1 件当たりの金額が 130 万円未満の修繕等については、乙が第 2 条第 1 項に規定する指定管理料の範囲内で行うものとする。なお、1 件当たりの金額が 130 万円以上の修繕で乙から事業運営上で改善申出等があった場合については、その都度協議する。
- 2 甲より行政財産の使用許可を受け、センターでレストラン営業等している者（以下「使用者」という。）が使用している物件の修繕等についても、前項の規定を適用する。ただし、使用者の責に帰すべき事由による場合は、この限りではない。

3 乙が故意又は重過失により施設等を破損した場合は、金額にかかわらず乙が負担するものとする。

(乙による備品の購入)

第4条 乙が、甲が支払う指定管理料、利用料金及び基本協定書に定める指定管理業務(以下「本業務」という。)に係る経費を保管中に生じた利子収入で購入できる備品の金額は、1件当たり20万円未満とする。

(施設予約及びチケット販売システム)

第5条 本業務の実施にあたり、乙は八王子市民会館、八王子市芸術文化会館、八王子市南大沢文化会館(以下これらの施設を「他館」という。)及びセンターと連動した施設予約及びチケット販売システム(以下「本システム」という。)を使用するものとする。

2 乙は、本システムを使用するにあたり、本業務の目的外に本システム内の情報を使用してはならない。

3 乙は、他館の指定管理者が本システム内に蓄積した個人情報を閲覧及び使用してはならない。

4 乙は、甲及び他館の指定管理者の承諾なく、本システムを改造してはならない。

(疑義等の決定)

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲と乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年4月1日

(甲) 八王子市元本郷町三丁目24番1号
八王子市
八王子市長 石 森 孝 志 印

(乙) 八王子市本町24番1号
公益財団法人 八王子市学園都市文化ふれあい財団
理事長 三 宅 壮 三 印

支払内訳書

平成 25 年度における八王子市学園都市センターの管理に関する年度協定書第 2 条に規定する指定管理料は、次のとおり分割して支払う。

(単位：円)

	第 1 回 (4 月分)	第 2 回 (5 月分)	第 3 回 (6 月分)	第 4 回 (7 月分)	第 5 回 (8 月分)	第 6 回 (9 月分)
支払額	13,659,000	9,171,000	7,659,000	7,659,000	7,659,000	7,504,000

(単位：円)

第 7 回 (10 月分)	第 8 回 (11 月分)	第 9 回 (12 月分)	第 10 回 (1 月分)	第 11 回 (2 月分)	第 12 回 (3 月分)	計
7,659,000	9,171,000	7,659,000	7,659,000	7,659,000	7,497,000	100,615,000